

中国産冷凍餃子を原因とする 薬物中毒事案について

— 行政及び事業者等の対応の検証と改善策 —

平成20年7月
厚生労働省食品安全部

<目 次>

I. はじめに	1 ページ
II. 薬物中毒概要	2 ページ
III. 薬物中毒3事案（千葉市、兵庫県高砂市及び千葉県市川市）の主な経緯	3 ページ
IV. 薬物中毒事案における各事業者の対応	9 ページ
V. 薬物中毒事案における検証及び改善策	13 ページ
VI. 関係自治体の対応状況報告	21 ページ
VII. 厚生労働省の対応状況	25 ページ
VIII. 総括	27 ページ
参考資料	28 ページ

I. はじめに

本年1月29日、東京都から厚生労働省に対し、兵庫県及び千葉県（市川市）において、有機リン中毒の疑いがある事案が発生し、両県事案においては、患者すべてが発症直前に、ジェイティーフーズ（株）（東京都品川区）が中国から同一時期（平成19年11月）に輸入した同一製造者（河北省天洋食品）の冷凍餃子を喫食しており、警察の検査において患者の吐瀉物等から有機リン系薬物（メタミドホス）が検出されている旨の報告があった。

本事案を受け、厚生労働省としては、関係機関と連携し、被害の拡大防止、原因の究明及び再発の防止について、全力で取り組んできたところである。

今次事案については、有機リン系農薬の混入等の原因は未だ明らかとはなっていない状況であるが、今次事案により国民生活の根幹である食の安心・安全への信頼は大きく損なわれる事態となっており、原因究明を待つことなく、今後類似の事案が発生した場合に備えることは急務である。

また、今次事案についての関係行政機関、医療機関及び食品等事業者の対応状況を検証することにより、当該類似事案発生時における早期発見と健康被害の未然防止のための対策を講じることは可能であると考える。

このため、厚生労働省としては、当省が担う公衆衛生の観点から、今次事案の一連の経過において明らかになった点を客観的に検証し、その結果、浮き彫りとなった課題について、現段階において既に講じている対策とともに、今後の執りうるべき改善対策を提起することとしたものである。

厚生労働省医薬食品局食品安全部

II. 薬物中毒事件概要

- 1月29日、東京都から厚生労働省に、次のとおり情報提供があった。
 - ・ 1月5日に兵庫県高砂市において1家族3名、1月22日に千葉県市川市において1家族5名の有機リン中毒の疑いがある事案が発生。
 - ・ 両事案において発症直前に、ジェイティフーズ(株)（東京都品川区、以下「JTフーズ(株)」という。）が中国から輸入した冷凍餃子を喫食していた。
- 1月30日、厚生労働省及び関係自治体の調査の結果、昨年12月28日に千葉市においても、千葉県市川市事案と同一製品による1家族2名の食中毒疑い事案が発生していたことが判明した。
- JTフーズ(株)の輸入実績を調査したところ、当該冷凍餃子は、11月上旬に輸入された同一製造者（天洋食品）のものであることが判明した。
- 関係自治体、警察等関係機関の調査の結果、当該餃子の残品、包材、吐瀉物から有機リン系農薬のメタミドホスが高濃度に検出されたとの報告を受けている。
- 1月30日、厚生労働省から報道機関及び都道府県等を通じて、国民に対し、問題の製品の喫食を絶対に行わないよう呼びかけるとともに、関係自治体及び検疫所を通じ、事業者に対して当該冷凍餃子の販売及び輸入自粛を要請。また、厚生労働省から駐日中国大使館を通じ、中国政府に対して原因究明を要請。
- 1月31日、厚生労働省から関係自治体を通じ、天洋食品から輸入された冷凍食品すべてを対象として18事業者に販売自粛、製品回収及び自主検査を要請。
- また、2月5日、日本生活協同組合連合会（日本生協連）より、自社製品から高濃度のジクロルボス（有機リン系農薬）が検出されたとの報告があった。当該製品は、千葉県の2事案と同一製品・同一製造者であるが、その製造年月日は異なっている。
- 3月31日までに受けた自治体からの報告の結果、保健所への相談等を行っている者は全国で5,915名であり、これらの者については、臨床診断や検査結果などから、現時点において有機リン中毒が否定されている。
- また、中国産冷凍餃子（すべて天洋食品製）を喫食して有機リンによる中毒と確定した患者は10名（千葉県7名、兵庫県3名）であり、すべて1月29日以前に報告のあったものである。

III. 薬物中毒3事案（千葉市、兵庫県高砂市及び千葉県市川市）の主な経緯

1. 千葉市中毒事案

【平成19年12月28日】

千葉市在住の母子2名が、夕食にちばコープ花見川店で購入した冷凍餃子「C O・O P 手作り餃子（製造日：07年10月20日、賞味期限：1年）」を喫食したところ、一部の餃子に薬品のような苦い味がして吐き出し、気分が悪くなり、母親が18時半頃、千葉市立海浜病院内夜間救急初期診療部に救急搬送された。子供も21時過ぎに搬送され、治療後に当日帰宅したが、母親は低体温症状を呈していたため千葉市立青葉病院へ転送され、1日入院後に退院。青葉病院の医師は患者に対し、食中毒の可能性がかなり高いと説明したが、感染性胃腸炎の可能性も否定できなかったため、結果的に両病院から保健所への届出は行われなかった。

同日、ちばコープの担当者が訪問し、被害者家族から冷凍餃子の残品の提供を受けた。

【12月29日】

ちばコープから千葉市保健所へ本件の報告のため電話をしたが、閉庁のため繋がらず電子メール（計3通）にて概要を報告（メールは1月4日まで開封されず。）。

【平成20年1月2日】

ちばコープは、被害者から三角コーナーやゴミ箱から回収した吐瀉物等の追加検体3袋を受理し、コープネット事業連合に送付し、同連合が冷凍保管。当該検体について、被害者からちばコープに毒物の検査依頼があり、食中毒菌は検査しているが、毒物についての検査は困難である旨を伝達。

【1月4日】

10時頃、千葉市保健所は、ちばコープとの電話にて本件事案の概要の報告を受ける。これに対して千葉市保健所は、商品特定のための追加資料、コープネット事業連合が既に実施している病原微生物検査結果及び他に同様の苦情がないことの報告を求めるとともに、今後、同様の苦情が入った際の報告を指示した。

同時刻、被害者が千葉市保健所に冷凍餃子の残渣を持参し、症状の異常性から食中毒菌だけでなく毒物検査も要望。これに対して千葉市保健所は、下記の内容を被害者へ説明し、最終的に検査は実施せずに今後の経過待ちと判断。

- ・現在までに同様の苦情情報が入っていないこと。
- ・現在までに医師の届出がないこと。

- ・細菌性食中毒を疑った場合、残品の保存状況から病原微生物検査の結果が原因を特定する判断材料にならないこと。
- ・腐敗臭は感じたものの薬品臭が感じられなかつたこと。
- ・販売者が既に残品の検査を実施しており、その結果について患者と千葉市保健所に連絡するよう指示していること。
- ・他の苦情が入った場合に検査する可能性があるので、残品を保管しておいてほしいこと。
- ・一つの袋で普通の味と苦い味が混在する場合、人為的に毒物が混入された可能性があるため、ピンホールや亀裂の有無を確認するととともに、警察にも相談して欲しいこと。

【1月7日】

千葉市保健所は、ちばコープより、途中経過として「微生物検査結果すべて陰性。官能検査は調理品では問題ないが未調理品には異臭有り。薬品のような苦味については理化学検査を外部検査機関への依頼を検討中。」との報告をアクセスにて受理。保健所からは、ちばコープに対し、同旨を被害者へ報告するよう指導。

【1月21日】

ちばコープは千葉市保健所に対し、「現時点において同様の苦情はないが、輸入元のJ.T.フーズ(株)が微生物検査実施中。また、外部検査機関に理化学検査(臭気検査)を依頼する予定。」(※1月16日にコープネット事業連合が既に外部検査機関に依頼しており、23日に「特定できず」との結果。)との状況を報告。保健所からは、ちばコープに被害者への検査結果の説明と保健所への報告を指導。

【1月22日】

千葉市保健所から被害者に対し、「現時点で同様の苦情がなく、相談事案について原因特定には至らなかつた。」旨を報告。また、残品の保管は必要ないこと及び外部検査機関での検査結果については、販売者から説明がある旨を伝える。

【1月30日】

厚生労働省、東京都及び千葉県から千葉市に対し、12月28日に千葉市内で発生した有症苦情事案が兵庫県・千葉県で発生している有機リン中毒事案と同様の事案であると考えられる旨の情報提供がなされ、千葉市から千葉市保健所に事実関係を確認。

30日、千葉市は、兵庫県・千葉県と同様の食中毒疑い事例が発生している

旨を報道発表。（※厚生労働省から千葉市に一報が入るまでの間、千葉市保健所食品衛生課長から保健所長及び千葉市への報告は行われていなかった。）。

【1月31日】

千葉県警は、コープネット事業連合が被害者から提供を受けて保管していた吐瀉物からメタミドホスを検出した旨を公表。

【2月1日】

千葉県警は、日本生協連から提供を受けた患者宅に残っていた残品（未調理品）からメタミドホスを検出した旨を公表（※千葉県警は、3月31日、被害者方からちばコープを経由して外部検査機関に保管されていた未調理の餃子3個を科捜研で定量分析を実施した結果、メタミドホスを検出（餃子A皮：約1,490 ppm、具：約410 ppm、餃子B皮：約17,680 ppm、具：約19,290 ppm、餃子C皮：約10,340 ppm、具：4,600 ppm）した旨を公表。）。

2. 兵庫県高砂市中毒事案

【平成20年1月5日】

高砂市民病院の医師から兵庫県東播磨県民局加古川健康福祉事務所に対し、健康危機管理ホットラインを通じ食中毒を疑う患者を診察した旨の一報が入り調査開始。

加古川健康福祉事務所が医師に状況を確認したところ、患者は、同一家族3名で、1月5日の夕食にイトーヨーカドー加古川店で購入した冷凍餃子「中華deごちそうひとくち餃子（製造日：07年10月1日、賞味期限：1年3ヶ月）」を喫食直後に、2名（次男と父親）が相次いで嘔吐、下痢、めまい等の症状を呈し、その後、残り1名（母親）も発症。3名とも嘔吐、下痢、めまい、縮瞳等の症状を呈して入院していることが判明。加古川健康福祉事務所から検査材料の確保・保管について協力を要請。

【1月6日】

加古川健康福祉事務所は、高砂市民病院にて検体を確保し、医師、母親及び祖母から詳細を聴取。医師は、検査結果（血中コリンエステラーゼの低下）及び臨床症状から、通常の食中毒とは症状が異なる旨を加古川健康福祉事務所へ報告するとともに、有機リン中毒も疑い、加古川健康福祉事務所と相談の上、事件性もあると判断し警察へ連絡。

【1月7日】

兵庫県と兵庫県警で協議の結果、当該事案は、食中毒疑いと事件の両面から

連携して調査することとし、1月6日に兵庫県が確保した患者の検体（胃洗浄液、残り便、袋等）の検査は県警が行うことで調整。

兵庫県は患者便の病原微生物検査（ブドウ球菌、セレウス菌、ウエルシュ菌等）を実施（1月9日、結果はすべて陰性。）。

7日、兵庫県から輸入元のJ.T.フーズ（株）を管轄する東京都に当該中毒事案を情報提供するとともに、同様の苦情事例がないか照会したところ、翌8日、東京都から「J.T.フーズ（株）からは同様の苦情事例はなし」との返答あり（※この時点において、東京都から品川区保健センターに一般的な食中毒症状とは異なる旨の連絡はなされたが、兵庫県事案の情報をファックスした際、送信ミスにより、コリンエステラーゼ活性の低下及び縮瞳症状に関する記載部分が品川区保健センターに伝達されず、結果的にJ.T.フーズ（株）にも有機リン中毒に関する重要な情報が伝達されなかった。）。

【1月29日】

兵庫県警から兵庫県に対し、「科学捜査研究所で実施していた毒物検査の結果、有機リン系農薬成分であるメタミドホスが、患者宅に残っていた冷凍餃子の袋から検出された。また、千葉県でもジェイティフーズ（株）の中国産冷凍餃子を食べた5名が中毒症状を呈した事例があり、メタミドホスが検出されている」旨の報告あり。

兵庫県から東京都对中国産冷凍餃子喫食によるメタミドホスを原因物質とする食中毒の疑いで調査を継続する旨を伝えるとともに、千葉県の事案についても照会。

東京都から本件有機リン中毒事案について厚生労働省に報告。

【1月30日】

兵庫県警は、冷凍餃子のパッケージからメタミドホスを検出した旨を公表。

兵庫県は、兵庫県警からの報告を受け、高砂市の中毒事案を報道発表。

【1月31日】

兵庫県警は、患者2名の胃洗浄液からメタミドホスを検出した旨を公表。

【2月1日】

兵庫県は、兵庫県警からの報告を受け、本件を食中毒と断定。

【4月22日】

兵庫県警は、冷凍餃子の袋、トレー及び胃洗浄液を科捜研で定量分析した結果、冷凍餃子の袋内側1/8に2.08mg、トレー底部1/2に0.384mg、Aの胃洗浄液に52.0ppm、Bの胃洗浄液に103ppmのメタミドホスが残留していた旨を発表。

3. 千葉県市川市中毒事案

【平成20年1月22日】

千葉県市川市在住の家族5名が、午後8時頃、自宅にてコープ市川店で購入した冷凍餃子「CO・OP手作り餃子（製造日：07年10月20日、賞味期限：1年）」を喫食したところ、約30分後から5名とも嘔吐・腹痛等の食中毒症状を呈し、浦安市川市民病院に救急搬送。うち、5歳の女の子が重篤、翌23日に順天堂浦安病院に転院。

【1月23日】

浦安市川市民病院の医師から市川保健所に患者5名を食中毒疑いで治療中である旨を報告。「1名の重体患者は、血中コリンエステラーゼ低下、白血球数増加、縮瞳の症状があり、有機リン中毒も疑う必要がある。」旨の報告の一報が入り調査開始。さらに、事件性もあるとして医師から千葉県警にも通報。

市川保健所が患者の検体3検体（便2、吐物1）を確保して千葉県衛生研究所へ搬送し、病原微生物とノロウイルスの検査を実施（1月25日、結果はすべて陰性。）。

市川保健所から千葉県に本件事案の調査状況を報告。

【1月24日】

市川保健所から医療機関に対し確認したところ、「入院中の他の4名も血中コリンエステラーゼが低下しており、有機リン中毒の疑いが強い」旨の報告を受ける。

食中毒疑い及び事件の両面から千葉県と千葉県警が調査を進めていくことで合意。

【1月29日】

千葉県が東京都から本件有機リン中毒事案の照会を受け、市川保健所から千葉県警に対して患者が喫食した冷凍餃子の商品名等を照会し、兵庫県の事例と同一輸入者の商品であることを確認。当該情報を含め、千葉県から東京都及び兵庫県に報告。

東京都から本件事案について厚生労働省に報告。

【1月30日】

千葉県警は、被害者の吐物（吐き出した餃子）からメタミドホスを検出した旨を公表（※千葉県警は、3月13日、科捜研で被害者が吐き出した餃子の定量分析を実施した結果、メタミドホスを検出（皮：約3, 580 ppm、具：約3, 160 ppm）した旨を公表。）。

千葉県は、千葉県警からの報告を受け、市川市の中毒事案について公表。

IV. 薬物中毒事案における各事業者の対応

1. 日本生協連（千葉県市川市及び千葉市事案の冷凍餃子販売元）の対応

（1）東北地方コープ薬品異臭苦情散見事例（健康被害発生前の無症苦情事案）

【平成19年10月～11月】

コープ東北サンネット、みやぎ生協、コープあいづにおいて、いずれも「C O・O P 手作り餃子（製造日：07年6月3日、賞味期限：1年）」について薬品異臭苦情があり、販売元の日本生協連から10月31日に輸入元のJTフーズ(株)へ調査依頼。

【平成20年11月20日】

日本生協連は、JTフーズ(株)から「包装異臭成分からトルエン、キシレン、ベンゼンが検出されたが、工場出荷後の保管・流通段階での付着可能性あり」との報告を受ける。国内在庫を開封して官能検査を実施したが、異常は確認されず。

【平成20年2月5日】

日本生協連での検査の結果、コープあいづの苦情品からはジクロルボス（皮110 ppm、具0.42 ppm、全体10 ppm）を検出した旨を発表。

【平成20年2月20日】

みやぎ生協の回収品の袋包材を対象に農薬の検査を実施したところ、ジクロルボス180 ppm、パラチオン1.6 ppm、パラチオンメチル1.1 ppm（いずれも包材1gあたりの μ g）を検出した旨を発表。

（2）千葉市及び千葉県市川市中毒事案

【12月28日】

ちばコープ花見川店販売の冷凍餃子で患者2名の有症苦情発生。年末で千葉市保健所及びJTフーズ(株)とは連絡がとれず。千葉市保健所へはちばコープから29日にメールを送付（1月4日まで開封されず。）。

28日、ちばコープ担当者が被害者家族から残品の提供を受け、コープネット事業連合検査センターに送付（12月30日から病原微生物検査を開始し、翌年1月4日すべて陰性。）。

【平成20年1月2日】

被害者から吐瀉物等の追加検体を受理し、コープネット事業連合において冷凍保管（1月29日に千葉県警に提供。）。

【1月4日】

ちばコープから千葉市保健所へ連絡し、状況を報告。

日本生協連からJTフーズ(株)に緊急調査を要請。

【1月16日】

ちばコープは、千葉市の被害者から残品の追加提供を受け、コープネット事業連合を通じて外部検査機関に臭気検査を依頼（23日、何らかの異臭はあるものの物質は特定できずとの結果。）。

【1月25日】

日本生協連は千葉県警の訪問を受け、市川市における薬物中毒疑いの捜査で「CO・OP手作り餃子（製造日：07年10月20日）と同一ロットを県警に提供。事情聴取と合わせて昨年12月28日の千葉市における有症苦情事例を報告。

【1月29日】

千葉県警が日本生協連を再訪問し、市川市中毒事案について科捜研で検査した結果、有機リン系殺虫剤（メタミドホス）が検出されたこと、包材を確認したところ針穴等不自然な点は見つかっていないこと、当該農薬が国内では通常流通していない殺虫剤である可能性が高いこと等の情報提供がなされた。

その際、千葉県警へコープ東北サンネット、みやぎ生協、コープあいづの件についても報告するとともに、1月2日に千葉市事案の被害者から提供がありコープネット事業連合で保管していた吐瀉物3袋を提供。

一連の情報を受け、日本生協連に緊急対策本部を設置。

【1月30日】

日本生協連は、日本たばこ産業(株)と共同記者会見を実施。

2. JTフーズ(株)（3中毒事案の天洋食品製冷凍餃子輸入元）の対応

（1）東北地方コープ薬品異臭苦情散見事案（健康被害発生前の無症苦情事案）

【平成19年10月31日～12月10日】

日本生協連から調査依頼を受けた薬品異臭苦情調査について、日本たばこ産業(株)品質管理部担当者及び天洋食品の品質管理を委託されている双日食料の担当者が共同で天洋食品の現地調査（6月3日の製造記録や在庫品のチェック）を行い、また東洋制袋工場（蘇州）においても調査したが、原因を究明できず。

また、外部検査機関の検査でコープ東北サンネット・コープあいづの回収商品から、トルエン、キシレン、ベンゼンが検出されたが、「原因究明には至らず、推測だが、最終的に包装異臭成分は、工場出荷後の保管・流通段階で、一部の製品に付着した可能性が高い」として調査を終了し、12月10日に日本生協連へ最終報告。

(2) 大阪府枚方市薬品異臭苦情事案（健康被害発生前の無症苦情事案）

【平成19年12月27日】

大阪府枚方市内のスーパー販売の「中華d e ごちそうひとつくち餃子（製造日：07年10月1日、賞味期限：1年3ヶ月）」で「パッケージの表面がベタ付いて異臭がする。」との苦情あり。

【平成20年1月7日】

日本たばこ産業（株）品質管理部でパッケージ外側のベタ付きと異臭を確認。パッケージ内側及び製品には異常は認められなかったため、工場あるいは流通段階での事故と推測し、天洋食品の品質管理を委託している双日食料（株）に調査を依頼。

【1月9日】

双日食料（株）から外部検査機関に成分の分析を依頼。翌10日、天洋食品が工場の生産記録、保管サンプル等を確認したが異常を確認できず。

【1月22日】

双日食料（株）は、外部検査機関から「赤外線吸収スペクトル分析を行った結果、多量のリンを含む物質であることが判明したが、物質の特定には至らず。」との検査結果を受け、同日、日本たばこ産業（株）品質管理部に「工場出荷以降の流通段階での何らかの取扱い異常が原因と推測される。」旨を報告。

【1月30日】

JTフーズ（株）担当者が問屋の旭食品にのみ調査結果を報告。

【2月3日】

当該品は兵庫県高砂市の事案と同一ロットのものであったため、警察が押収し、その後、警察において未開封品からメタミドホスを検出。

(3) 千葉市、兵庫県高砂市及び千葉県市川市中毒事案

【平成20年1月4日】

日本生協連からメールにて、JTフーズ（株）が天洋食品から輸入した「CO・OP手作り餃子（製造日：07年10月20日）」が原因と推定される千葉市の有症苦情発生に係る情報が日本たばこ産業（株）品質管理部に一報として入る。同日、日本生協連から品質管理部に外部の検査機関でエンテロトキシンを含め病原微生物検査を実施するよう依頼を受け、1月7日、双日食料（株）に依頼し、1月11日、天洋食品から空輸された工場保管品を外部検査機関で検査を開始。

【1月7日】

品川区保健センターからJTフーズ(株)に1月5日に兵庫県高砂市で「中華d e ごちそうひとくち餃子(製造日:07年10月1日)」に係る中毒事案が発生したこと及び同商品で類似事案の発生の有無等について問い合わせあり。JTフーズ(株)はこの時点で、千葉市の事案と兵庫県の事案は、製品、ロットが異なっていたため、同様の苦情事例とは認識できず。

【1月4日～28日】

千葉市及び兵庫県高砂市の有症苦情について、天洋食品から取り寄せた検体、苦情品等を外部検査機関にて病原微生物検査、エンテロトキシン、付着物等の検査を実施。いずれも問題を発見できず。

※JTフーズ(株)の製品苦情は、親会社の日本たばこ産業(株)品質管理部が集約して対応処理を実施。また、天洋食品の主な品質管理は双日食料(株)に委託。

【1月29日】

千葉県警がJTフーズ(株)を訪問し、1月22日に千葉県市川市で「C O · O P 手作り餃子(製造日:07年10月20日)」に係る中毒事件が発生し、事件性、食中毒の両方の可能性から捜査中として、同商品の製造数量、工場名、流通状況、クレーム発生の有無等についてヒアリングあり。

その後、品川区保健センターから緊急情報提供と当該製品確保の要請があり、各方面からの情報により3件の有機リン中毒事案すべてが、天洋食品からJTフーズ(株)が輸入した冷凍餃子が原因である可能性があることが判明。

【1月30日】

日本たばこ産業(株)は、日本生協連と共同記者会見を実施。

V. 薬物中毒事案における検証及び改善策

1. 行政対応における検証及び改善策

【主なポイント】

- 食品衛生法第58条に基づく報告の遵守
- 保健所の閉庁時における住民・食品等事業者からの連絡体制
- 情報の集約・危機問題の察知
- 化学物質に起因する薬物中毒等、異常事態への対応能力
- 食中毒及び事件疑いの両観点から調査を行う場合の衛生部局と警察との連携

【これまでに講じた施策等】

- 保健所における24時間・365日の対応体制の確保、食品衛生法第58条に規定する食中毒に係る報告の遵守の徹底等、健康危機情報を迅速に把握できる体制の確保に遺漏なきよう都道府県等に要請（本年2月）
- 食品衛生法施行規則第73条及び別表第17を改正し、現行の速報対象である「輸入食品に起因する場合」等に加え、「重篤な患者が発生した場合」及び「化学物質に起因する場合」を追加（本年4月）

※食品衛生法第58条（抄）

- ①医師による最寄りの保健所長への届出
- ②保健所長による速やかな都道府県等知事等への報告
- ③都道府県等知事等による速やかな厚生労働大臣への報告

※食品衛生法施行規則第73条第2項第2号

中毒が輸入食品等に起因又は疑われるときは速やかな厚生労働大臣への報告

（1）千葉市中毒事案について

- ① 検証：本件事案の発生が年末であったために、有症苦情の一報を受けたならばコープから保健所への連絡がとれず、初動対応への遅れが生じたこと。
改善策：保健所を中心とした休祝日を含めた連絡体制・危機管理体制の強化を図る必要がある。
- ② 検証：被害者が、薬品臭がすることや喫食後直ちに嘔吐等の症状を発現し、医療機関に救急搬送されるといった異常性から、自ら保健所に餃子現品を持参し、行政における食中毒のみならず毒物の検査の実施も強く求めたのに対し、千葉市保健所は、医師からの届出がないこと、他に同様の有症苦情がな

いこと等を理由に、検査及び原因究明を事業者に委ねて報告待ちに留めることとし、千葉市へも報告を行わず、結果的に事態が放置されるに至ったこと（今回の複数の薬物中毒事案の情報が集約できなかつたことのひとつの要因であると考える。）。

改善策：食中毒処理要領の遵守（要旨抜粋：薬品または毒物及び劇物による中毒が疑われる場合は薬務部門へ連絡。情報が不十分な場合でも、それが完全に把握できるまで待つことなく、一応の情報として都道府県等の衛生主管部局に報告しておくことが重要。）。

また、保健所における有症苦情における被害者対応の在り方（薬品臭、急性中毒症状など異常性を認知する能力、苦情対応の形骸化）の見直しを図る必要がある。

③ 検証：当該有症苦情の対応において、千葉市保健所は、被害者からの薬品異臭や喫食後の異常性の訴えに対し、病原微生物中毒のみを念頭に置き、農薬等の薬物中毒を想定するには至らなかった。

改善策：保健所における有症苦情に対する被害者対応の在り方（薬品臭、急性中毒症状など異常性を認知する能力、苦情対応の形骸化）の見直しを図る必要がある。

④ 検証：救急搬送による有症苦情であったこと及び被害者からの異常性の訴えを考慮すれば、医師は臨床症状から何を疑ったのか、もし食中毒の可能性も考えたのであれば何故、届出を行わなかったのか等につき担当医師に直接聴取等すべきであったと考えられるが、千葉市保健所から医療機関に対して問い合わせが行われなかったこと。

改善策：本件事案の場合、診察医は食中毒を強く疑っていたため、その後の会見で「今思えば、届出をすべきであった。」との発言を行っていることからも保健所からの問い合わせがなされていれば、医師からの届出がなされた可能性が高かったと考えられる。

この点において、有症苦情の場合、医師からの届出がなくとも保健所と医療機関との情報交換は積極的に行われるべきである。

また、患者を診察した医師からの届出は、行政の食中毒への対応の端緒となることから極めて重要となるが、届出がなくとも、保健所から診察医への聴取やその他の状況判断から、保健所の判断として食中毒疑いで行政対応が執れる体制づくりも必要である。

⑤ 検証：保健所長及び千葉市への報告がなされなかつたこと。（このため、輸入者を管轄する品川区には報告が入らず、1月5日に兵庫県で有機リン中毒事例が発生した時点で天洋食品の冷凍餃子に問題があることの接点が見出されなかつた。）

改善策：都道府県等における連絡体制・危機管理体制の強化を図る必要がある。

⑥ 検証：輸入食品が原因と疑われる健康被害であったにもかかわらず、厚生労働省への報告がなされなかつたこと（兵庫県からも厚生労働省には報告がなされなかつたが、もし千葉市及び兵庫県からの報告がなされていれば、天洋食品の冷凍餃子に問題があることが早期に見出され、3件目の千葉県の健康被害事例は防止できた可能性は高い。）。

改善策：食品衛生法第58条に基づく報告の遵守の徹底。

※2月18日衆議院予算委員会において舛添厚生労働大臣は、千葉市保健所が報告を行わなかつたことについて、「結果としてみれば食衛法第58条第2項に反する行為であつたと考えざるを得ない。」旨を発言している。

（2）兵庫県及び千葉県の中毒事案について

① 検証：兵庫県高砂市及び千葉県市川市のいずれの事案においても医師が有機リン中毒として食中毒疑いの届出を行い、中国産冷凍餃子（輸入食品）が原因と疑われる健康被害であったにもかかわらず、両県から厚生労働省への報告がなされなかつたこと（厚生労働省において、千葉市、兵庫県及び千葉県の3件の有機リン中毒事案が、いずれもJ.T.フーズ（株）が輸入した冷凍餃子であるとの共通情報を集約できたのは、1月29日に東京都から兵庫県高砂市及び千葉県市川市の有機リン中毒事案の報告がなされ、翌30日に厚生労働省から警察庁にメタミドホス検出の件を照会した時点であり、千葉市の事例が発生してからおよそ1ヶ月経過がしていた。）。

改善策：食品衛生法第58条に基づく報告の遵守の徹底。

② 検証：兵庫県高砂市及び千葉県市川市の事案は、医師が有機リン中毒であるとの診断をしているのに対し、両県衛生部局とも病原微生物及びノロウイルス検査を実施するのみで有機リン系農薬の検査実施に至らなかつたこと。

改善策：現在の食中毒調査は、その原因として主に病原微生物を念頭におい